令和 7 年度

仕 様 書

事 業 名: 防災・安全交付金事業

工事場所: 竹原市 下野町

工 事 名: 市道中通須方線道路改良工事(R7-1)

工 事 概 要: 工事延長 L=112.6m

掘削工 V=130m3 盛土工 V=80m3 路盤工 A=366 ㎡ 附帯工 N=1式

記 仕 様 書(個 別 事 項)

第1章 総則

第1節 適用

2

- 本特記仕様書は、市道堀越新地町線舗装工事に適用する。
 - 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする
 - ・土木工事共通仕様書(令和7年8月)広島版(適用区分「広島」及び「広島県」)
 - 特配仕様書(共通事項)(令和7年10月)広島県
 - ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書(共通事項)は「広島県の調達情報」に掲載している。

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

第2節 中間検査

本工事は、中間検査の対象外工事とする。

第3節 调休2日適用工事(受注者希望型)

本工事は、週休2日適用工事(受注者希望型)であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領(令和7年6月1日一部改正)」に従うこと。 なお、工事着手までに「休日取得計画表」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を 計画表に明記するものとする

※竹原市週休2日適用工事等実施要領については、「竹原市の入札・契約」に掲載している。

https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/syukyu2katekiyokouzi zissiyoryo.pdf

※様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報IP>公共工事等の情報 様式集>建設工事関係 その他契約関係様式」に掲載している。

第4節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。(1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
- (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
- (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること
- 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画 書を提出すること

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生 資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コン クリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画(5の確認結果 票を含む)を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画 を変更し、監督職員に報告しなければならない。

計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から 5年間保存しなければならない。

工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再 生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知 徹底することを指導するものとする。

建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面(確認結果票)を作成しなければならない。 ※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要す る場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は 第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。 イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされて いる。

- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生 十の搬出に関する事項
- 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの 利用により公表するよう努めるものとする。

確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者(搬出先が工事現場である場合は、 当該工事現場の受注者)に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称(搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。)及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者(搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者)に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先(次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。)から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)~(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地(再搬出しないもの)

第2章 施工条件

第1節 現場条件

1 施工方法

本工事場所は、中通小学校の通学路であるため、通学生等の安全確保を十分に行うこと。

購入土 当該工事で使用する購入土については、次の購入先条件を想定している。 運搬距離 3.9キロメートル 購入費用 500円/㎡

第2節 建設副産物

1 建設発生土(搬出) (建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地) (指定処分(A))

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出する

るのよう。 ものとする。 また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルブラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を 見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用(単価)は変更しない。

1.6キロメートル 運搬距離 受入費用 3,000円/m³

2 アスファルト殻・コンクリート殻 (搬出)

当該工事により発生するアスファルト殻・コンクリート殻の処分先については、次の処分先条件を想定している。

(コンクリート殻) (アスファルト殻)

運搬距離 5.0キロノフェ専用 1,500円/t 5.0キロメートル 5.0キロメートル 運搬距離 1,500円/t 受入費用

第3章 その他

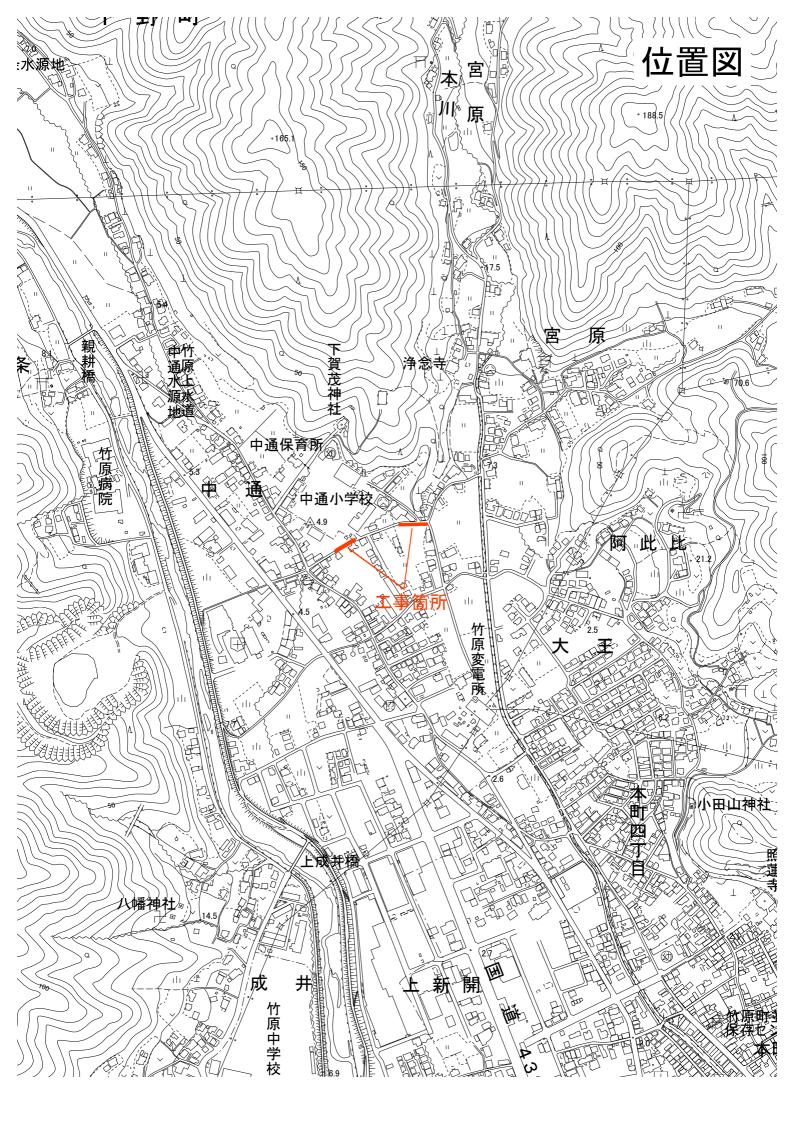
本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。 近隣において、河川改修工事、水道工事、下水道工事等が行われているため、工事間調整を十分に行うこと。

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
本工事費				
道路改良				レベル1
		式	1	
道路土工				レベル2
 掘削工		式		レベル3
7年月7二		式	1	
掘削	【土砂 小規模(標準)】		_	レベル4
	【障害の無】	m3	60	
掘削(待避所)	【土砂 小規模(標準)】 【障害の無】	m3	70	レベル4
		IIIO	10	レベル3
		式	1	, ,, ,
路床盛士	【施工幅員2.5≦w<4.0】			レベル4
Mr. Look I		m3	40	
路床盛土	【施工幅員4.0≦w】	m3	20	レベル4
路床盛土(待避所)	【施工幅員2.5≦W<4.0】		20	レベル4
ын // (Ту <u>ын //</u> //	[m3	20	7 77 1
整地				レベル4
		m3	30	
土材料	【ほぐし】		20	レベル4
人 残土処理工		m3	60	レベル3
7人工是生工		式	1	
排水構造物工			-	レベル2
		式	1	
集水桝・マンホール工		D.		レベル3
 3号嵩上げ工		式	1	レベル4
○万尚上り土			1	V \ \/\V4
		<u> </u>	1	レベル4
		箇所	1	
5号嵩上げ工		hales		レベル4
		箇所 箇所	1	

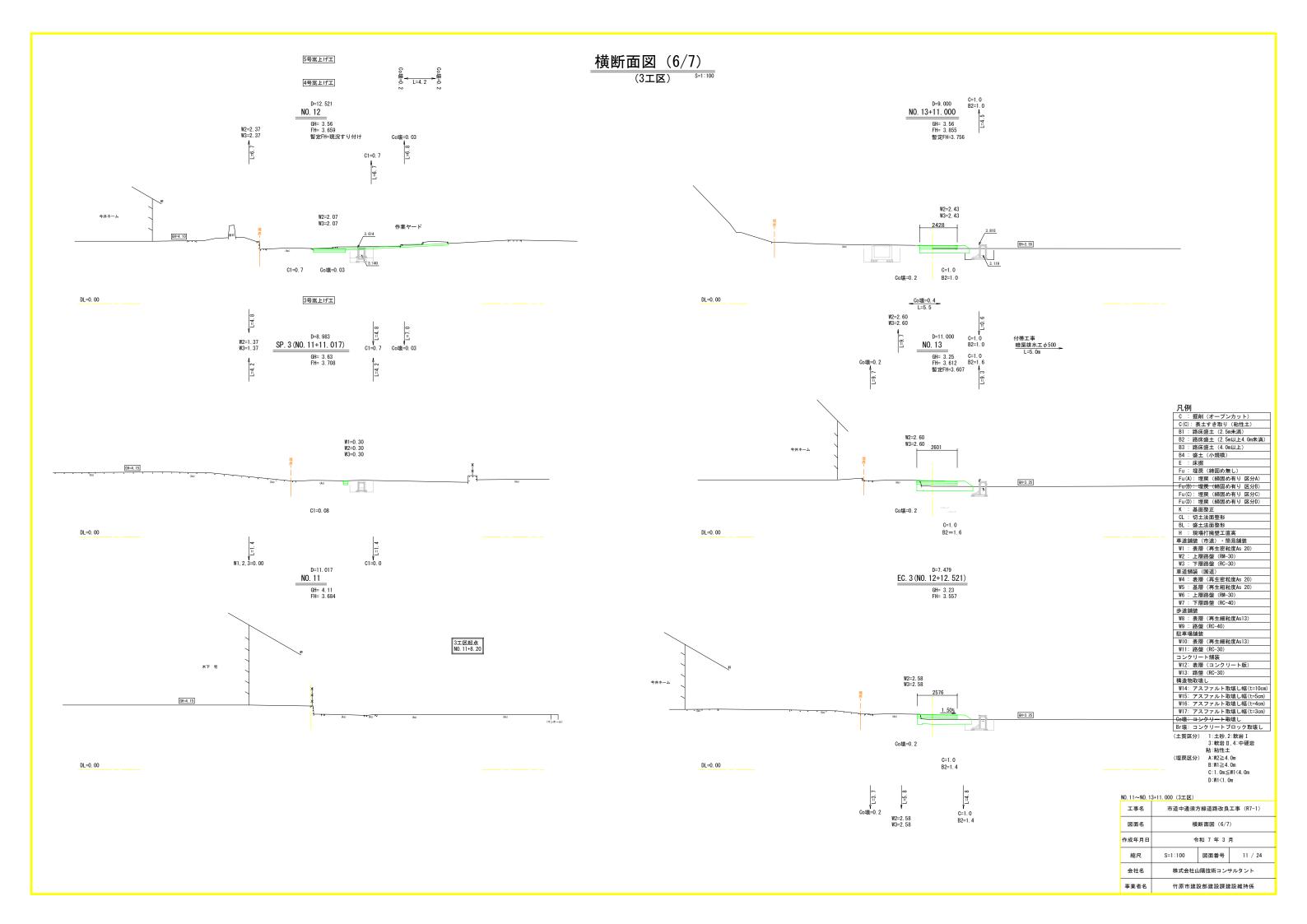
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
構造物撤去工				レベル2
Ulasti de 🖚 de a		式	1	
構造物取壊し工				レベル3
コンクリート構造物取壊し		式	1	レベル4
コングリート構造物取場し	│ │ 無助性 垣物	m3	13	V 3 1 1 4
舗装版切断	【AS舗装 t=5cm】	IIIO	10	レベル4
HIII 28/IIA 54 FFT	Trouble o com	式	1	, ,, 1
舗装版破砕	【AS舗装版 t=5cm】			レベル4
		m2	22	
運搬処理工				レベル3
In year (re		式	1	
殼運搬	【CO殼】			レベル4
生用, V.平 持机	TAC±II.	m3	13	レベル4
殼運搬	【AS殼】	m3	1	V > \/\V4
	【CO殼、AS殼】	IIIO	1	レベル4
	[CO)(X, NO)(X]	m3	14	7,64
舗装				レベル1
		式	1	
舗装工				レベル2
		式	1	
舗装準備工				レベル3
→ 11+ ±1/• = →	Inu aal	式	1	2 8 2 4
不陸整正	[RM-30]	0	9.5	レベル4
アスファルト舗装工	[t=1mm~6mm]	m2	25	レベル3
		式	1	V · 1/V3
下層路盤(車道・路肩部)	【再生クラッシャラン RC-40 t=10cm】		1	レベル4
TABLE (TAE SHATE)	10 0 10 mg	m2	366	, , , , , <u>, , , , , , , , , , , , , , </u>
上層路盤(車道·路肩部)	【再生粒度調整砕石RM-30 t=12cm】			レベル4
		m2	366	
縁石工				レベル2
H-NIL I and		式	1	
作業土工				レベル3
		式	1	

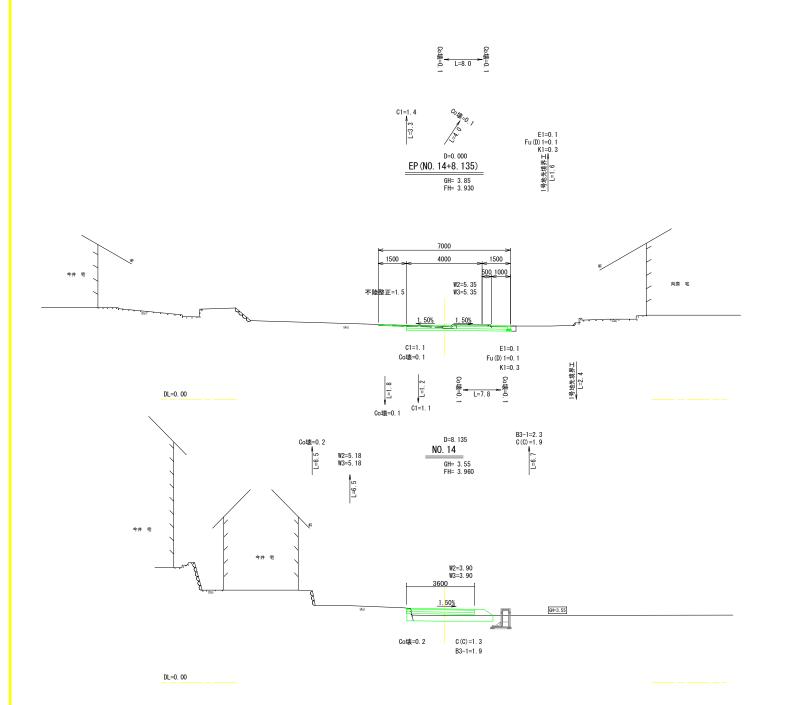
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
縁石工				レベル3
Id. II. Ide III. S	F	式	1	
地先境界ブロック	[150×150]		4	レベル4
		m	4	レベル1
工工性八世队队		式	1	7,71
仮設工				レベル2
4 - 10 - 10 - 10 - 10		式	1	
作業ヤード整備工		_4-	1	レベル3
		式	1	レベル3
大师自任工		式	1	7/23
交通誘導警備員				レベル4
		人	1	
直接工事費				
共通仮設費率分				
共通仮設費計				
純工事費				
[
 工事原価				
│ ├─般管理費率分				
一般管理費計				
工事価格				
消費税相当額				

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
附帯工				
道路改良				レベル1
		式	1	
排水構造物工		式	1	レベル2
管渠工			1	レベル3
		式	1	
暗渠排水管	【据付,シングル合成樹脂排水材, φ 600】	m	5	レベル4
直接工事費		m		
上 共通仮設費率分				
共通仮設費計				
純工事費				
現場管理費				
工事原価				
一般管理費率分				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				









C : 据刷 (オープンカット)
 C (ご 表土すき取り (粘性生)
 B1: 路床盛土 (2.5m未満)
 B2: 路床盛土 (2.5m以上4.0m未満)
 B3: 路床盛土 (2.5m以上4.0m未満)
 B3: 路床盛土 (4.0m以上)
 B4: 盛土 (小規模)
 E : 床堰
 Fu : 埋戻 (締固め無し)
 Fu (8): 埋戻 (締固め有り 区分8)
 Fu (8): 埋戻 (締固め有り 区分8)
 Fu (9): 埋戻 (締固め有り 区分8)
 Fu (1): 埋戻 (締固め有り 区分7)
 Fu (1): 埋戻 (締固め有り 区分8)
 Fu (2): 埋戻 (締固め有り 区分8)
 Fu (3): 埋戻 (締固め有り 区分8)
 W1: 地震整形
 B1: 壁土送面整形
 B1: 壁土送面整形
 B1: 壁土送面整形
 B1: 壁土送面整形
 B1: 水湯 (新生の)
 W1: 表層 (再生密粒度48 20)
 W2: 上層路盤 (RC-30)
 W3: 下層路盤 (RC-30)
 W3: 下層路盤 (RC-30)
 W5: 表層 (再生細粒度48 20)
 W6: 上層路盤 (RC-40)
 歩道舗装
 W9: 表層 (再生細粒度4813)
 W9: 整健 (RC-40)
 歩道舗装
 W10: 表層 (再生細粒度4813)
 W10: 表層 (アム-40)
 歩道舗装
 W10: 表層 (アム-40)
 歩道・表層 (アム-40)
 歩道・接條 (アム-40)
 塚1: アスファルト取壊し幅(た10cm)
 W15: アスファルト取壊し幅(た10cm)
 W15: アスファルト取壊し幅(た15cm)
 W16: アスファルト取壊し幅(た15cm)
 W17: アスファルト取壊し幅(た15cm)

| BF壊: コンクリートフロック収壊|
(土質区分) 1:土砂、2: 軟岩 I
3: 軟岩 I, 4: 中硬岩
粘: 栽性土
(埋戻区分) A: W2≥4. Om
B:W1≥4. Om
C:1. Om≤W1<4. Om
D:W1<1. Om

NO. 14~EP(NO. 14+8. 135) (3⊥区)				
工事名	市道中通須方線道路改良工事(R7-1) 模断面図(7/7) 令和7年3月			
図面名				
作成年月日				
縮尺	S=1:100	図面番号	12 / 24	
会社名	株式会社山陽技術コンサルタント			
事業者名	竹原市建設部建設課建設維持係			